

i 法務局からのお知らせ

**令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます！**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化など、様々な制度がスタートします。詳しくは、那覇地方法務局ホームページをご覧ください。



那覇地方法務局宮古島支局
☎ 0980-72-2639

**農地所有者を対象にアンケートを実施
しております**

宮古島市農業委員会では、農地利用の「地域計画」作成に向けアンケート調査を実施しております。農地を所有している方を対象に、農業委員や農地利用最適化推進委員がお宅を訪問し、今後の農地利用の意向を確認しますのでご協力をお願いします。アンケートは、集落ごとの地域農業の将来方針を決める「地域計画」作成に利用されます。

対象：宮古島の農地を所有している方
時期：令和5年9月～令和6年6月頃まで

宮古島市農業委員会 ☎ 79-7811
宮古島市農政課 ☎ 79-7813

**“もしも”に備えよう！
救命講習会受講者募集します**

下記日程で定例救命講習会を開催します。

3月の開催予定日
10日(日)・24日(日)
(日程は変更する可能性があります)

- 講習時間・内容
普通救命講習Ⅰ 9:00～12:00
(主に成人を対象とした心肺蘇生法、AED使用法、異物除去法、大出血時の止血法)
- 場 所：消防本部2階ホール
- 受講料：無料※講習会3日前までに要予約

事業所一般問わず5名以上で出張講習も行います！
日時・場所等のご要望に可能な限りお応えします。
お気軽にお問い合わせください。

宮古島市消防本部 応急手当指導員
☎ 72-0943

i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方(以下「代表者」といいます。)を相続人の中から指定して頂くことができます(地方税法第9条の2)。
代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「**相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)**」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。
同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「**相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書**」のご提出をお願いいたします。
※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます(地方税法第343条第5項)。
当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。
本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります(地方税法第9条第4項)。
納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人のご確認の上納付をお願いいたします。
なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付(納期限2期(7月31日)以降での送付含む。)となる場合がありますので、ご了承ください。
税務課 資産税調査係
☎ 72-3751(内線2448、2451)

i 市民課からのお知らせ

**マイナンバーカード関係手続き
休止のお知らせ**

新年度開始に伴う窓口混雑のため、マイナンバーカードの手続きを一部休止します。
■期間
令和6年4月1日(月)～令和6年4月5日(金)
■停止される業務
マイナンバーカードの交付業務
転出予定の方、新年度からマイナンバーカードが必要な方は早めに受け取っていただきますようよろしくお願いいたします。
令和6年4月8日(月)からは通常通り手続きできます。みなさまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
ご質問、ご相談等ございましたら下記にご連絡ください。

市民課 窓口係 マイナンバー担当 ☎ 72-3751(代)

**マイナンバーカードを
予約制で夜間・休日交付します**

- 日時：①3月13日(水)17:30～19:30
②3月23日(土)13:00～16:00
③3月27日(水)17:30～19:30
 - 場所：総合庁舎 1階 市民課
 - 交付条件：マイナンバーカードの申請がお済みで本人の来庁が可能な方
 - 持ってくるもの：はがき・通知カード(持っている方)・身分証(運転免許証等)※運転免許証等がない方は、保険証・離島割引カード等の2点が必要となります。
- 市民課 窓口係 マイナンバー担当 ☎ 72-3751(代)



3月30日、土曜日窓口行います

3月30日(土)、市民課の窓口業務を行います。(本庁舎のみ)例年、4月1日から市民課の窓口は大変混み合いますので、30日の土曜日窓口で手続きが可能な方は、この機会をご利用ください。
時間と取り扱い手続きは下記のとおりです。
■時間 9:00～13:00
■取扱手続き
・各種証明発行 ・住所の変更(転入・転出・転居など)
・離島割引カード関係(発行・更新・還付) ・印鑑登録
・マイナンバーカード
市民課 窓口係 ☎ 72-3751(代)



MIYAKOJIMA CITY INFORMATION

納税のお知らせ

納期限：**4月1日(月)**

- ・介護保険料普通徴収随1期
▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964
- ・後期高齢者医療保険料9期
▶国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎ 72-3751(代)(内2646、2647)



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

- ・3月7日(木)21日(木)17時15分～18時45分
- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月～金(祝祭日除く)
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：市役所1階 家庭保健課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：3月13日(水)、27日(水)
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905